

議案第77号	三田市子育て支援のための医療費の助成に関する条例の制定について
国保医療課	次代の社会を担う乳幼児等の健やかな育ちと安心感のある子育てを支援するため、乳幼児等の通院に係る医療費助成の対象を小学校6年生まで拡大し、かつ、全ての助成対象範囲について所得制限を撤廃するに当たり、当該条例を制定しようとするもの。

**【趣 旨】**

「乳幼児等医療費助成制度」について、市の重点施策である「子育て支援」という観点から、通院にかかる医療費助成の対象を小学校6年生まで拡大し、かつ全ての助成対象範囲について、所得制限を撤廃する。

上記の変更により、事業の趣旨・目的において他の福祉医療費助成事業の福祉的な観点からの医療費助成のみならず、子育て支援策としての事業である旨を明確にしておく必要が生じることから、制定しようとするもの。

**【内 容】**

**【現行】**

- ◆ 0歳～小学校3年生  
通院・入院とも負担なし（現物給付）
- ◆ 小学校4年生～中学校3年生  
入院分のみ負担なし（償還払い）
- ◆ 0歳児のみ所得制限なし

**【改正案】**

- ◆ 0歳～小学校6年生（拡大）  
通院・入院とも負担なし（現物給付）
- ◆ 中学校1年生～中学校3年生  
入院分のみ負担なし（償還払い）
- ◆ 助成対象年齢については所得制限なし

- 第1条（目的）    ● 第2条（用語の定義）    ● 第3条（助成対象者及び受給資格の認定）
- 第4条（助成の範囲）    ● 第5条（助成方法）    ● 第6条（損害賠償との調整）
- 第7条（受給権の保護）    ● 第8条（委任）

**【施行期日】**

平成23年4月1日

**【そ の 他】**

- この条例の付則で、「三田市福祉医療費助成に関する条例」の一部改正を行う（主な改正事由は、この助成の対象から乳幼児等に関する規定を除くもの）。
- 来年度からの医療費助成制度の例規体系
  - 三田市老人等医療費の助成に関する条例（福祉医療費助成条例の名称改正）
  - 三田市子育て支援のための医療費の助成に関する条例（新規制定）
  - 三田市老人等医療費の助成に関する条例施行規則（福祉医療費助成条例施行規則の名称改正）
  - 三田市子育て支援のための医療費の助成に関する条例施行規則（新規制定）